

2020年		<h1>連合しもきた</h1>	発行 下北地域協議会
6月号			副議長 横内 淳二
第64号			TEL 0175-22-7911 FAX 0175-23-8400

## 6月は男女平等月間

# 【6月から「ハラスメント対策関連法」が施行されます】

※中小企業は2022年4月から

日頃の組合活動に敬意を表します。そして、連合下北地協の活動に、ご理解ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

表題の通り、6月から「ハラスメント対策関連法」が施行されます。具体的には、パワハラ対策が事業主に義務化され、セクハラ、マタハラの防止対策も強化されています。今回は、皆さんに雇用管理上の措置（防止措置）10項目をお知らせします。

- (1) 事業主の方針等の明確化およびその周知・啓発
  - ① 職場におけるハラスメントの内容及び行ってはいけない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
  - ② 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針および対処内容を就業規則や服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
  - ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
  - ④ 相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
- (3) 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
  - ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
  - ⑥ 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮措置を適正に行うこと。
  - ⑦ 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
  - ⑧ 改めて方針を周知・啓発する等、再発防止措置を講ずること。
- (4) 併せて講ずべき措置
  - ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー保護に向け必要な措置を講じ、周知すること。
  - ⑩ 相談したことや事実関係確認に協力したこと、調停申請や出頭に応じたことを理由に、解雇等不利益取り扱いをされない旨を定め、周知・啓発すること。

### 3 第4次男女平等推進計画

組合第4次男女平等推進計画では、「3つの目標」を定めて、それぞれを達成し、数値目標を設定しています。2020年上半期終了時点で下半期目標達成率90%の達成率を記録し、本年上半期目標達成率100%の達成率を記録して取組の進展の軌跡に取り組みたいと思います。

#### 3つの目標

- 目標1 働きがいのある人間らしい仕事  
（ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍促進）
- 目標2 仕事と生活の調和
- 目標3 多様な価値観の結集と労働運動の活性化

#### 数値目標

項目	2015	2017	2020
就業機会拡大率	100%	100%	100%
就業機会拡大率	100%	100%	100%
就業機会拡大率	100%	100%	100%
就業機会拡大率	100%	100%	100%

#### 届けよう！女性の声 みんなで変えよう！ 1+1=女性の力

「1+1=女性の力」は、労働組合への女性を働き口とする。一人の女性が一人の女性を労働組合活動へ誘い、さらに一人の女性を労働組合のリーダーに就任させるまで、女性の働き口を労働組合に拡大させる。働き口を確保していきましょう。1+1=女性の力です。

### 2 ハラスメントの法律ができたらしりか？

2019年の改正法で、パワハラ対策が義務化された。2020年6月からは、セクハラ対策も強化された。2022年4月からは、マタハラ対策も強化された。

#### ハラスメント対策推進法の主な改正点

改正点	内容
セクハラ、パワハラ	パワハラ対策が義務化された。
セクハラ	セクハラ対策が強化された。
マタハラ	マタハラ対策が強化された。

#### パワーハラスメント—3つの要素と6つの種類

2019年5月 労働施策の抜本的見直し  
2020年6月 改正法施行

パワーハラスメントは、3つの要素と6つの種類がある。

1. 2019年5月 労働施策の抜本的見直し
2. 2020年6月 改正法施行

# 今月のコロナウイルス感染症対策

～マスクをつなごう運動～

『不要なマスクを寄附してください』

## 「不要マスクの回収活動」へご協力をお願い

連日の活動に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、政府から全世帯一律2枚の布マスクの配布が始まっております。

しかし、「小さくて使いづらい」「市販のマスクや手作りマスクで足りている」など政府からの布マスクが必要ないという声も多く聞こえています。その一方で「子供用のマスクがほしい」「市販のマスクが手に入らない・高額で購入できないので布マスクでも良いからほしい」といった声も聞こえています。

そこで連合下北では、マスクを不要としている方からマスクを寄附していただき、マスクを必要とされる方々（こどもや高齢者などの施設・団体など）へ届ける活動をはじめます。

つきましては、下記の内容にて取り組みを進めますので、各構成組織においてはご理解・ご協力を頂きますようお願い致します。

### 記

1. 寄附受付期間 当面、7月31日（金）までとする。  
※マスクの需要に応じて期間を変更する場合有り。
2. 寄附方法
  - ①持参する場合  
連合下北地協にある「マスク回収ボックス」
  - ②郵送する場合  
連合青森もしくは下北地協（電話いただければ引き取りに伺います）
3. 注意事項  
「未使用・未開封」の「布マスク・市販のマスク」に限ります。  
※手作りマスクはご遠慮させていただきます。



以上

まだまだ多方面での対策が必要です。今ご自分でできることを徹底して、コロナとの闘いに勝利しましょう！